



電子帳簿保存法アンケート 質問の回答

- クレジットカードの明細をデータでもらっているのと、紙でもらっている場合は保存方法が違うという事になりますか？

→ネットでダウンロードする場合は電子取引に該当します。
データで入手した場合はデータ保存、紙でもらった場合は紙保存になります。携帯代・電気代なども同様です。

- 基準期間の売上が1000万円以下の事業者についてはどうなりますでしょうか

→日付・取引先・金額を付す必要はありませんが、電子取引についてはデータで保存しておく必要があります。

- 税抜きでも税込みでも統一感があれば問題ないという認識でよろしいでしょうか？

→帳簿の記録方式、税込経理・税抜経理にあわすべきと考えられますが請求書に記載されている金額で記載すれば大丈夫です。

しかし、税務調査を効率よく行うためという立法趣旨を考えると検索しやすいよう帳簿と合わせる方がよいかと思います。

- サン共同がクライアントへ送付する契約書、見積書、請求書の対応にも変更が必要でしょうか。

→タイトルに、日付・取引先・金額の3要件をつけるなどの対応になると思います。今後、請求書等の発行業者はそれが求められると思います。

- 法人税と所得税では紙保存は認められていないこと事から基本は電子帳簿保存しかないと考えれば大丈夫でしょうか。

→基本は電子保存ですが仕入税額控除の要件を満たすために紙保存も必要という認識です。電子保存の場合に仕入税額控除に係る帳簿の保存要件を満たすことが実務上難しい（請求書がない場合には帳簿に相手先住所が必要である）ため紙保存もしておいた方がよいというのがいまのところの結論です。インボイス制度が施行されてからは紙の保存は一切せず大丈夫になる予定です。

- タイトルにつける金額についてはカンマは必要でしょうか。

→定められていませんので統一されていればどちらでも問題ありません。

- スキャン保存の場合も事務処理規程を作成して、検索要件を満たすことで、紙で受け取ったオリジナルを破棄出来ますか？

→スキャナ保存は紙の国税関係書類に適用されますので電子取引とは別の認識です。スキャナ保存のためには、事前承認を受ける必要がありますが、紙で受け取ったオリジナルの破棄は可能です。

- 電子取引に係る情報を一度出力してスキャナ保存する方法でも大丈夫でしょうか

→他社から受領したデータとの同一性が十分に確保できるとはいえないため認められてません。

- ◆電子帳簿保存法の施行規則を改正し、宥恕規定として紙保存が2年間認められることになる見込みです。大綱に注意しましょう。
- ◆電子帳簿保存法やインボイスの知識を入れておかないと規模大きめの意識高いクライアントが離れてしまうのでしっかり勉強しておきましょう。データ化推進とも絡む今後の大切な話なので時間をかけてでも目を通していった方が良いでしょう。
- ◆ワンチームでいきたいです。みなさんが新たに知った情報は共有していただけると助かります。

ご参照ください

- 電子帳簿保存法Q&A（一問一答）
- <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>
- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
- <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000025>
- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
- <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410M50000040043>
- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令
- https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=503C0000000128_20220101_0000000000000000